

# 公園・緑道愛護通信

公園みどり推進課

2021/3

NO.54

いつも公園・緑道の清掃等にご協力いただき、誠にありがとうございます。  
今回の通信では、公園内禁煙のお知らせと、自主管理活動交付金に関する手続きについて掲載しています。

コロナ自粛、感染の不安や疲れがあると存じますが、感染防止対策を行ったうえで、活動をされる際には、無理をせず少人数で行うなど工夫して活動をお願いします。

## ☆ お知らせ ☆

令和3年4月1日から豊中市スマイルクリーン条例（豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例）により豊中市が管理する全公園内が禁煙になります。（加熱式たばこも対象です。）皆様には、条例の主旨をご理解いただき公園内禁煙への取り組みにご協力をお願いいたします。

～マナーをもってよりすてきな公園に～  
啓発看板を順次、公園の入口に設置いたします。



令和2年度の自主管理活動交付金の交付時期となりました。皆様方のお手元に届きました書類（活動報告書、交付金請求書）に必要事項をご記入していただき、4月2日（金）までにご返送いただきますようお願いいたします。

例年、振込口座の確認に時間がかかっています。口座番号や名義（フリガナ）のお間違いがないよう、くれぐれもご注意ください。

皆さま方のご協力をお願いいたします。



### ☆お願い☆

清掃していただいたごみについては、基本的に毎週月曜日か火曜日に回収します。

できるだけ公園内の入口付近に集積して下さい。皆さまのご協力をよろしく願います。

### お問い合わせ先

豊中市環境部公園みどり推進課

維持管理係

電話 06-6843-4000

FAX 06-6845-5813

E-mail:kouen@city.toyonaka.osaka.jp